

重 要 事 項 説 明 書

《令和 6 年 8 月 1 日 現在》

ご入居者に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者がご入居者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 福岡ケアサービス
法人所在地	福岡市西区生の松原 3 丁目 13 番 15 号
代表者名	理事長 松永 俊彦
電話番号	092-881-0090

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 初花
施設の所在地	福岡市西区姪浜駅南 4 丁目 18 番 8 号
施設長名	百枝 孝泰
電話番号	092-881-0093
FAX 番号	092-881-7701

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定番号	利用定数	ユニット数及びその定員
施設	特別養護老人ホーム	4071203105	49 人	6 ユニット (各 9 人) ・
在宅	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	4071203105	5 人	2F こすもす・ぼたん、3F ゆり・ばら、 4F さくら 各 1 床 短期入所
第三者評価の受審状況 (有 ・ ☒ 無) 実施した直近の年月日 (年 月 日) 評価確定日 (年 月 日) 評価機関 : () 第三者評価結果の開示 (有 ・ ☒ 無)				

4. 施設の概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造 4 階建		
	延床面積	2,355 m ²		
	利用定員	49 名		
居室	居室の種類	室数	面積	1 人あたりの面積
	1 人部屋	49 室	10.67 m ² ～11.11 m ²	

5. 施設の目的及び基本方針

- (1) 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、ご入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- (2) 施設は、ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にご入居者の立場に立って施設サービスの提供に努めます。
- (3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

6. 職員体制（短期入所含む）

(1) 施設長（管理者）	1 名	(5) 看護職員	2 名以上
(2) 介護支援専門員	1 名以上	(6) 機能訓練指導員	1 名以上
(3) 生活相談員	1 名以上	(7) 医師（嘱託）	1 名
(4) 介護職員	20 名以上	(8) 管理栄養士	1 名

7. 職員の責務

- (1) 施設長（管理者）
施設の従業者及び業務の一元的な管理を行う。
- (2) 介護支援専門員
入居者の状況を的確に把握し、サービス計画(ケアプラン)の策定を行う。
- (3) 生活相談員
入居者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、施設内のサービス調整、他の機関との連携等を行う。
- (4) 介護職員
入居者の心身状況を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく、入浴、排泄、食事その他の日常生活の介護、相談、援助業務等を行う。
- (5) 看護職員
入居者の健康状態を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく適切な看護、保健衛生業務等を行う。
- (6) 機能訓練指導員
入居者の機能訓練の指導等を行う。
- (7) 医師（嘱託）
入居者の診療及び保健衛生の管理粗動等を行う。
- (8) 管理栄養士
入居者の栄養状態を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく適切な食事・栄養に関する

る指導、相談業務、給食管理等を行う。

8. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休
介護職員	- 早出（7：00～16：00） - 日勤（8：00～17：00） - 遅出（12：00～21：00） - 夜勤（17：00～10：00） ・夜勤時間帯を除いて、1フロア1人以上の介護職員が勤務します。	原則 4週8休
看護職員	・正規の勤務時間帯（8：00～18：00）、原則として、2名体制で勤務します。 ・夜間について自宅待機を行い、緊急時に備えます。 ・夜間オンコール代行サービスを利用し、夜間帯における円滑な医療相談体制を構築しています。	原則 4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休
医師	週1日（原則 木曜日）	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）常勤で勤務	4週8休

9. 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内容												
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・自立支援のため共同生活室で食事をとっていただくことを原則と致します。 （食事時間） <table><tr><td>朝食</td><td>8：00</td><td>～</td><td>9：00</td></tr><tr><td>昼食</td><td>12：00</td><td>～</td><td>13：00</td></tr><tr><td>夕食</td><td>17：30</td><td>～</td><td>18：30</td></tr></table>	朝食	8：00	～	9：00	昼食	12：00	～	13：00	夕食	17：30	～	18：30
朝食	8：00	～	9：00										
昼食	12：00	～	13：00										
夕食	17：30	～	18：30										
排泄	・ご入居者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。												
入浴	・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位の取れない方は、機械を用いての入浴も可能です。												
離床・着替え、整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回、実施します。												
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎ												

	ます。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設の嘱託医師) 氏 名：田中 誠 診療科：内科 診察日：木曜日（曜日に関しては変更になる場合があります。）
相談及び援助	・当施設は、ご入居者及びその家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口) 生活相談員 福川 大器
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備 ・主なレクリエーション行事（誕生会等） ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

（２） 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容
理髪・美容	毎月２回、外部の出張理髪サービスをご利用いただけます。
日常生活上の必要物品の購入	ご入居者又はご家族による日常生活物品の準備が困難な場合は、施設で準備しているものもありますので、ご利用下さい。
金銭の管理	原則、金銭の管理は施設では行いません。

１０． 利用料

（１） 法定給付

区分	利用料		
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (施設サービス費(食事に要する費用を除く)の１割、又は【２割】・【３割】と食事、居住費にかかる標準負担額の合計額)		
	要介護１ 682 円	【２割負担】 1363 円	【３割負担】 2044 円
	要介護２ 753 円	1505 円	2258 円
	要介護３ 829 円	1658 円	2486 円
	要介護４ 901 円	1802 円	2703 円
	要介護５ 971 円	1942 円	2913 円
その他の加算	① 日常生活継続支援加算		48 円[96 円] 【144 円】／日
	② 夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ		29 円[57 円] 【85 円】／日
	③ 看護体制加算（Ⅰ）イ		7 円[13 円] 【19 円】／日
	④ 看護体制加算（Ⅱ）イ		14 円[27 円] 【41 円】／日

	⑤ 栄養マネジメント強化加算	12 円[23 円] 【35 円】 /日
	⑥ 再入所時栄養連携加算	209 円[418 円] 【627 円】 /回
	⑦ 褥瘡マネジメント加算	11 円[21 円] 【31 円】 /月 (3 月に 1 回)
	⑧ 排泄支援加算	105 円[209 円] 【314 円】 /月
	⑨ 初期加算 (入居日から 30 日、30 日以上入院後の再入所も含む)	32 円[63 円] 【94 円】 /日
	⑩ 外泊時費用 入院及び居宅などへの外泊 (月 6 回を限度)	257 円[514 円] 【771 円】 /日
	⑪ サービス提供体制加算 (I) イ	19 円[38 円] 【57 円】 /日
	⑫ 療養食加算	7 円[13 円] 【19 円】 /日
	⑬ 口腔衛生管理加算	94 円[188 円] 【282 円】 /月
	⑭ 個別機能訓練加算	13 円[25 円] 【38 円】 /日
	⑮ 退所前訪問相談援助加算 (入所中 1 回)	481 円[962 円] 【1443 円】 /日
	⑯ 退所後訪問相談援助加算 (退所後 1 回)	481 円[962 円] 【1443 円】 /日
	⑰ 退所時相談援助加算 (1 回のみ)	418 円[836 円] 【1254 円】 /日
	⑱ 退所前連携加算 (1 回のみ)	523 円[1045 円] 【1568 円】 /日
	⑲ 科学的介護推進体制加算	42 円[84 円] 【126 円】 /月
	⑳ 協力医療機関連携加算	105 円[209 円] 【314 円】 /月
	㉑ 高齢者施設等感染症対策向上加算 I	11 円[21 円] 【31 円】 /月
	㉒ 介護職員処遇改善加算 (基本負担+①～㉑の該当項目) ×14%	
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)	

※上記その他加算費用については、職員の配置状況等により変更となる場合があります。

当施設は「社会福祉法人による利用者負担の軽減制度適用施設」です。下記の要件に該当する方は、利用者負担が軽減されます。なお、制度の利用にあたっては、ご利用者から住所地の区保健福祉センター福祉・介護保険課へ申請が必要です。(※保険者が福岡市の場合)

- 1、 年間収入が単身世帯で 150 万円 (世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額) 以下であること
- 2、 預貯金の額が単身世帯で 350 万円 (世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額) 以下であること
- 3、 世帯がその居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産が陰に利用し得る資産を

所有していないこと

4、 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

5、 介護保険料を滞納していないこと

(2) 法定外給付

区 分	所得段階	朝 食	昼 食	おやつ	夕 食	合 計 (限度額)
※食費	第 1 段階	305 円	520 円	100 円	520 円	300 円
	第 2 段階					390 円
	第 3 段階 - ①					650 円
	第 3 段階 - ②					1360 円
	第 4 段階					1445 円
居室利用料	第 1 段階	880 円／日				
	第 2 段階	880 円／日				
	第 3 段階	1,370 円／日				
	第 4 段階	2,010 円／日				
理容・美容サービス		・ 業者設定の料金表に基づき実費相当 ※サービス内容を細分化している場合（洗顔、髪、顔そり、カット等）は、項目ごとに金額が定めてあります。				
日常生活品の購入代行サービス		・ 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費 (なお、おむつ代は必要ありません。)				

※第1段階～第3段階の食費には、各段階別に負担限度額が設定されており、これを超えた場合には、限度額が1日分の食費となります。

※経管栄養（胃ろう）の食費は、1445 円／日を標準負担額と致します。第1段階～第3段階の方は、上表「食費」の料金となります。

(3) 入居者の選定により提供するもの

区分	利用料
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・日常生活品 実費相当 ・電気代（持ち込み電化製品） 50 円／日（1 点につき） ・電気代（24 時間使用する電化製品） 100 円／日 ・特別な行事日（個別な選択によるレクリエーション費用、行事食）など

※（1）～（3）上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じる場合がございます。

(4) その他 金銭の管理

金銭等の管理については、施設においては原則管理をいたしません。入所者が所有される金品は、入所者又はご家族が自ら管理されることを原則としますので、個人で所持される場合については、紛失等の一切の責任を負いかねます。その他個別に日常発生してくる費用等に関しては、立替金にて対応いたしますので、かかった場合は、当該月の翌月請求をさせていただくことになります。

1 1. サービス提供の記録等

- (1) 施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「個別サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容を記載します。
- (2) 施設は、一定期間ごとに、「施設サービス計画書」等の見直しを行い、前項の「個別サービス提供記録書」等に、その内容を記録します。
- (3) 施設は、前項にある「個別サービス提供記録書」等の記録を作成した後 5 年間はこれを適正に保存し、入居者及び家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

※ 白黒 A4 1 枚 10 円

1 2. 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	生活相談員	福川 大器
	苦情解決任者	施設長	百枝 孝泰
	ご利用時間	毎日午前 9 時～午後 6 時	
	ご利用方法	電話 (092) 881-0093	FAX (092) 881-7701 ご意見箱 (ロビーに設置しています。)

○次の公的機関においても、苦情の申し出ができます。

市町村介護保険相談窓口 (直通)	東 区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 645-1069
	博多区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 419-1081
	中央区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 718-1102
	南 区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 559-5125
	城南区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 833-4105
	早良区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 833-4355
	西 区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 895-7066
福岡県社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談窓口	所在地	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番 7 号 クーパース内
	電話番号	0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1
	FAX 番号	0 9 2 - 5 8 4 - 3 3 5 4
	利用時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (火～日)
福岡県国民健康保険団体連合 会 (国保連)	所在地	福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 4 7
	電話番号	0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9 (直通)
福岡市福祉局 高齢社会部事業者指導課	所在地	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
	電話番号	0 9 2 - 7 1 1 - 4 3 1 9
	FAX 番号	0 9 2 - 7 2 6 - 3 3 2 8
	利用時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金)

高齢者虐待相談窓口	所在地	福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市保健福祉局事業者指導課	電話番号	0 9 2 - 7 1 1 - 4 3 1 9
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金)

1 3. 協力医療機関

協力医療機関の名称	茂木病院
所在地	福岡市西区姪の浜 6-1-20
電話番号	Tel:092-881-0638

協力医療機関の名称	西福岡病院
所在地	福岡市西区生の松原 3-18-8
電話番号	Tel:092-881-1331

協力医療機関の名称	福岡和仁会病院
所在地	福岡市西区生の松原 1-33-18
電話番号	Tel:092-891-7621

1 4. 協力歯科医療機関

名称	クロスケアデンタルクリニック
所在地	福岡県大野城市御笠川 4-3-18-2F
電話番号	Tel:092-600-4775

1 5. 身体拘束の禁止

当施設は、サービスの提供に当たり、ご入居者もしくは他のご入居者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、ご入居者の身体を拘束することはありません。

但し、やむを得ず、身体拘束を行う際は、ユニット会議等で回避方法について十分に検討した上で、拘束を行う以外に安全確保が困難と判断されたケースについて、施設長や各専門職からなる「身体拘束廃止委員会」が緊急やむを得ない場合①切迫性②非代替性③一時性に該当するか否か、その必要性について十分に検討した上で、ご入居者もしくはご家族へ説明し、同意を頂いた上で実施致します。

また、拘束を行った後はその状況を記録し、ユニット会議、身体拘束廃止委員会において拘束回避の可能性について、定期的に検討し、回避に向けた努力を行うと共に、その結果をご入居者もしくはご家族へ説明いたします。

1 6. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 7. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は、ご入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、ご入居者の家族、又は身元引受人並びに福岡市及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当施設は、万一の事故に備え、損害賠償保険（損保ジャパン日本興亜株式会社）に加入しています。

1 8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム 初花 消防計画」に則り対応を行います。
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム 初花 消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。
消防計画等	消防署への届出日：平成28年9月23日 防火管理者：百枝 孝泰

1 9. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

差入れ・贈物等	入居者へ食べ物を差入れされる際は、職員へご連絡いただきますようお願いいたします。また、対象は本人のみとし、他入居者や職員へのもてなし・贈物は、一切お断りいたします。場合によっては返却させていただく場合もございますのでご了承ください。
来訪・面会	来訪者は、面会時間（概ね8時～20時）を遵守し、その都度「面会記録簿」へ記入して下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。 ※面会時は、施設で実施している感染症対策へのご協力を願います。 また、感染症の発生状況によっては、一時的に面会をご遠慮いただくことがございますので、予めご了承ください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出てください。
居室・設備・器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は定められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
その他	防犯上の観点から、施設内の共用スペースに防犯カメラの設置をしています。

20. 看取り介護について

看取り介護は、「特別養護老人ホーム 初花 看取りに関する指針」に基づき、入居者が医師の診断の元、回復の見込みがないと判断されたときに、最後の場所及び治療等について入居者の意思、並びにご家族の意向に十分配慮して行われるものです。

初花において、看取り介護を希望する入居者、ご家族の支援をスタッフ、医師と協議、協力のもと身体的及び精神的苦痛をできるだけ緩和し、可能な限り尊厳と安楽を保ち安らかな最後を迎えられるようケアの提供に努めます。

また、看取り介護実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する入居者においても、搬送先の病院などへの引き継ぎ、継続的に入居者、家族への支援を行います。

(1) 看取りの体制

- ① 入居者又は、ご家族に対し生前意思の確認を行います。以降は途中で変更されてもかまいません。その都度、ご相談に応じます。
- ② 看取り介護とは、医師による診断（医学的回復の見込みがないと診断したとき）がなされたとき看取り介護の開始時期となります。
- ③ 看取り介護実施に当たり、入居者及びご家族に対し、医師又は施設から、施設での看取り体制について十分な説明が行われます。入居者、又はご家族は施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択が出来ます。
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、医師、看護師、介護職員、生活相談員、介護支援専門員など、
- ⑤ 各自、同意を得て看取り介護を適切に行います。必要に応じて適宜、計画内容を見直し変更いたします。

(2) 医師・看護師体制

- ① 嘱託医師と情報を共有し看取り介護の協力体制を築いています。
- ② 看護師は24時間の連絡体制を確保（オンコール体制）、入居者の疼痛緩和等、安らかな状態を保つように状態の把握に努めます。